

青森県ホームページ掲載内容



ホーム > 自然・環境 > 環境 > 青森・岩手県境不法投棄現場跡地を利活用してみませんか

青森・岩手県境不法投棄現場跡地を利活用してみませんか

更新日:2015年 月 日 環境保全課

県では、現場跡地の環境再生を図るため、「自然再生」「地域振興」「情報発信」の3つの柱からなる「青森・岩手県境不法投棄現場跡地・環境再生計画」(平成22年3月策定)を策定しました。このうち「地域振興」については、現場跡地を有効活用していく観点から、選別ヤード跡地に民間事業者等が利活用できるエリアを設けました。

当該エリアの利活用についてご希望やご関心がある場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

※現在、県では、現場跡地において地下水浄化対策事業を行っており、実際に当該エリアを利活用できるのは、当該事業終了後の平成35年度以降になります。

なお、県では、当該エリアと岩手県側の跡地との一体的な利活用が可能かどうかについても検討しているところであり、その結果によっては利活用希望があってもご希望に添えない場合があります。

利活用エリアの状況・条件

- ・住所 青森県三戸郡田子町大字茂市字川倉ノ上地内
- ・面積 8,800平方メートル
- ・電力 なし ※現場入口付近(約250メートル先)に6,600ボルトの高圧線の配備あり。
- ・上下水道 なし
- ・都市ガス なし
- ・除雪 なし(町道～現場)
- ・利活用可能時期 平成35年度以降
- ・その他 原則として土地使用料がかかります。

<位置図>



[大きな地図で見る](#)



クリックすると拡大

(現場跡地全景／平成26年9月撮影)



クリックすると拡大

(利活用エリア全景／平成27年4月撮影)

お問い合わせ

環境保全課
電話:017-734-9261 FAX:017-731-8081

hozen@pref.aomori.lg.jp

Copyright© 2011 Aomori Prefectural Government All Rights Reserved.

青森県庁 〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1 電話 017-722-1111(大代表)